

No. 3 みなとみらい21ごみ運搬用管路の変更に関する案件概要

議第1273号 横浜国際港都建設計画ごみ運搬用管路の変更

(内容)

みなとみらい21中央地区では、ごみの衛生的、効率的な収集と排出の利便性及び地域環境の美化向上を図るため、昭和60年にみなとみらい21ごみ運搬用管路を都市計画決定し、管路収集システムを導入してきました。

その一方、平成12年の各種リサイクル法施行により、循環型社会への転換が図られている中で、当該システムがごみの分別収集に対応できないこと、収集ごみ量が大幅に減少しており、撤退を希望する利用者があるなど、今後ごみ量が増加する見込みがないこと、供用開始から20年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいることなどを踏まえ、平成25年に平成29年度末までに管路収集事業を廃止する方針を決定しました。

その後、当該システムの利用者に対して、代替となる分別収集に対応した廃棄物処理業者へ転換することの調整などを行い、平成30年3月をもって、管路収集事業の廃止に至りました。

以上により、みなとみらい21ごみ運搬用管路は、将来的に管路収集事業として使用する見込みがないため、廃止します。